

医療費控除・セルフメディケーション税制の 明細書の添付義務化について

平成 30 年度住民税申告（平成 29 年分確定申告）から、従来の医療費控除を申告する場合には「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制の控除を申告する場合には「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付又は提示は必要なくなります。ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は保管する必要があります。

※令和2年度住民税申告（令和元年分確定申告）までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

●平成 30 年度住民税申告（平成 29 年分確定申告）から添付又は提示が必要な書類

従来の医療費控除の場合

- ・ [医療費控除の明細書](#)（国税庁の様式掲載サイトに移ります）
- ・ 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類

◎寝たきりの人のおむつ代	→	医師が発行した「おむつ使用証明書」（おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。）
◎温泉利用型健康増進施設の利用料金	→	温泉療養証明書
◎指定運動療法施設の利用料金	→	運動療法実施証明書
◎ストマ用装具の購入費用	→	ストマ用装具使用証明書
◎B型肝炎患者の介護の当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	→	医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続治療を要する旨の記載のあるもの）
◎白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	→	処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）
◎市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用	→	在宅介護費用証明書

セルフメディケーション税制の場合

- [セルフメディケーション税制の明細書](#)（国税庁の様式掲載サイトに移ります）
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類
 - ①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎特定健康診査の領収書又は結果通知表（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（御加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（御加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切取りなどをして写しで差し支えありません。

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは「[厚生労働省ホームページ-セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について](#)」を御確認ください（外部サイトに移ります）。